

フェストアルピーネのビジネス・パートナーのための行動規範

フェストアルピーネのビジネス・パートナーのための行動規範。本行動規範は、フェストアルピーネによって、商品およびサービスのサプライヤ、ビジネス仲介者、顧問、コンサルタント、およびその他のビジネス・パートナーに課せられる原則と要件を定めています。これらの原則および要件は、フェストアルピーネの行動規範および国連グローバル・コンパクトに示される原則に基づいています。

法令遵守

- » ビジネス・パートナーは、適用される法制度の法的規制を遵守する義務を負います。

尊重およびインテグリティ

- » ビジネス・パートナーは、欧州人権条約および国連憲章に基づき、人権を基本的価値観として尊重し遵守する義務を負います。特に、これは児童労働、強制労働、あらゆる形態の人身売買および現代奴隷の禁止、社員の平等な取り扱い、利益代表権および団体交渉権に適用されます。
- » ビジネス・パートナーはさらに、その社員の健康と安全に対する責任を持つこととします。

公正競争

- » ビジネス・パートナーは、自由競争を制限することなく、国内または国際的な独占禁止法の規則に違反しない義務を負います。
- » ビジネス・パートナーはまた、特にフェストアルピーネの競合他社と、競争行動を決定または競争行動に影響するビジネス上の問題（たとえば、価格の設定または市場や顧客の割り当て）についての取り決めを行わないこと、また、価格、販売条件、費用、在庫高などのフェストアルピーネの機密事項に関する情報を、一方的のみでない場合も含め、交換しない義務を負います。

能動的または受動的腐敗/社員への利益(例:贈答品)の供与に関する禁止

- » ビジネス・パートナーは、いかなる形であれ積極的な腐敗(利益の提供および供与、贈収賄)および受動的な腐敗(利益の要求および受領)を許容せず、いかなる方法においてもこれに関与しない義務を負います。
- » ビジネス・パートナーは、かかる利益の合計額および特定の状況が、その見返りとして利益の受け手に特定の行動を期待しているという印象を与えている場合、フェストアルピーネの社員またはその親族に対し、贈答品その他の個人的利益(例えば、招待状など)を提供してはなりません。そのケースに該当するか否かは、個々のケースの具体的な状況によります。
- » ビジネス上慣習的な範囲内となる最低限のものや、もてなしとなる贈り物は、いかなる場合でも許されるものとします。
- » さらにビジネス・パートナーは、個人的使用を目的として商品およびサービスを購入する社員に対しては、通常の市場価格で提供するか、すべてのフェストアルピーネの社員を対象とする場合に限り、割引または他の値下げを提供することとします。

環境保護

- » ビジネス・パートナーは、適用されるすべての法律と規制、および環境保護のための国際的に認められた基準を遵守するものとします。
- » ビジネス・パートナーはさらに、人と環境への脅威を回避し、環境への影響を最小限に抑え、資源を節約して使用する義務を負います。

マネーロンダリング

- » ビジネス・パートナーは、マネーロンダリング防止に関する関連法規定を遵守し、マネーロンダリング活動に参加しないものとします。

情報および知的財産の保護とデータ保護

- » ビジネス・パートナーは、フェストアルピーネのすべての情報と知的財産を適切に保護しなければなりません。ビジネス・パートナーは特に、フェストアルピーネの機密情報が確実に秘密に保たれるようにします。
- » フェストアルピーネの従業員、顧客、ビジネス・パートナーの個人データの処理(収集、使用、保管など)は、該当するデータ保護規則に従って実行する必要があります。

サプライチェーン

- » ビジネス・パートナーは、自社のビジネス・パートナーにおける、このフェストアルピーネのビジネス・パートナーのための行動規範の内容の遵守を適切に促進するものとします。